

『不動産コンサルティング技能試験・登録制度の活用・活性化』の具体的施策

項目	内容	時期	
(1) 制度・位置付けの明確化	実施規程に制度の目的を明記し制度の明確化を図るとともに、国土交通大臣登録である旨の明記により公的な位置付けを明確にします。		
	実施規程に、制度の目的である「不動産コンサルティング能力」・「業務管理者能力」・「不動産投資顧問業登録申請要件」の各証明事業である旨を明記します。		
	業務規程を作成し、技能登録証の位置付け・使用方法、コンサルティング報酬の考え方・算出例等を明記するとともに、実施規程を整理し業務規程に必要な事項を抽出・記載します。また各種帳票例、倫理規程等も登載します。		
	「国土交通大臣登録」の明記	技能登録証書、技能登録証等を改訂し「国土交通大臣登録」の文言を明記します。	3月～予定
金融商品取引法による位置づけの明示	金融商品取引法に定める「不動産関連特定投資運用業」を営むには、不動産コンサルティング技能登録者等が人的要件である総合不動産投資顧問業登録が必要となり、不動産コンサルティング制度が金融の法体系の中に位置づけられたことによる、制度活用範囲の拡大、制度のステータス向上を周知します。	随時	
(2) PR・告知の強化	当制度に対する消費者および不動産業界の認知度向上のためのPR・告知を強化します。		
	中央協議会ホームページの充実	既存の中央協議会ホームページの内容を充実させ、不動産コンサルティング制度の解説、コンサルティング業務の実例紹介、コンサルティング業務に必要な各種書式等を登載するなど、消費者および業者向けに情報の充実を図ります。また、中央協議会での決定事項等も順次掲載します。	4月ホームページリニューアル
	各種媒体を利用した消費者向け情報提供	新聞一般紙・業界紙、不動産統合サイト(不動産ジャパン)などに、不動産コンサルティング制度・技能登録者等に関する記事等を掲載し告知を図ります。不動産コンサルティング制度のシンボルマークもPRし、「信頼」をアピールします。	随時
リーフレットの作成	消費者向けの説明ツールとして、不動産コンサルティング業務内容・技能登録者の専門能力等をPRしたリーフレットを作成します。技能登録者が適宜ダウンロードし活用できるようホームページに原稿を登載します。	4～5月完成	
(3) 技能登録者サポート	技能登録者に対するサポートとして、ノウハウ・ツール等の情報提供と、成功事例・ビジネスモデルの提供を行います。		
	ホームページ、検索サービス等での情報提供の強化	中央協議会ホームページ等に、不動産コンサルティング業務委託契約書・見積書等の書式例を、ダウンロードし加除・修正可能な形式で登載します。 その他専門能力アップのための各種書式(企画提案書・等価交換契約書・定期借地権契約書等)の整備に着手し、順次登載します。	4月 5～6月以降
	成功事例、ビジネスモデル集の作成	独自にフィーを収受できるコンサルティング業務の領域でのスキル向上だけでなく、宅建業務の領域で他業者との差別化を図るための専門力の向上に資するよう、成功事例・ビジネスモデル集を作成し、技能登録者等に配布します。	6～7月予定
	「技能登録者」の活用機会の提供	技能登録者の専門能力の発揮機会、消費者へのPR機会を提供します。 ・地方行政の不動産相談員としての派遣を、検討しています。 ・登録実務講習の演習講師としての登用を検討しています。	
(4) 協議会の活性化	中央協議会の活性化と地方協議会との連携強化により、協議会構成団体、技能登録者の意向の反映を図ります。また、地方協議会の活動支援を強化します。		
	中央協議会の活用、企画施策への構成団体の参画拡大	中央協議会を定期的に開催し、不動産業界のニーズを汲み取り協力体制を強化します。 構成団体事務局(各1名)と団体が推薦する技能登録者(各1名)で構成する「企画幹事会」(仮称)を設け、不動産コンサルティング制度に関する企画施策への参画を求める予定です。	随時 3月以降
	地方協議会の支援	A. 資金支援策として、当センターから以下の助成金を給付します。 ・新たな地方協議会設立時に20万円を助成します。(未設立8県) ・3カ年間、一定規模以下の地方協議会による専門教育の実施に対し年20万円を助成します。	4月以降予定
		B. 教育事業の収支改善策を実施します。 ・当センターが地方協議会から収受するデータ管理費の廃止等。	4月以降予定
(5) 教育機会の見直し	技能登録者や地方協議会のより幅広いニーズにあった専門教育メニュー作りや、全国対応の教育手法等について、当センターの人材養成事業全体を通じ検討します。	2月以降	